

大和市告示第147号

大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年9月21日

大和市長 大木 哲

大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の路線バス事業者及びタクシー事業者が行う新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の拡大防止対策に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (3) 対象期間 令和3年4月1日から令和4年2月28日までをいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、対象期間内に実施した次条に規定する補助対象者が行う新型コロナウイルス感染症拡大防止に資すると認められる物品の購入及び設置並びに消毒その他の作業に係る事業（対象期間内に市内を運行する前条第1号又は第2号に規定する事業の用に供する車両に係るものに限る。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、対象期間内に市内に営業所（個人事業

主にあっては住所)を有し、かつ、市内を運行している路線バス事業者又はタクシー事業者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額又は補助事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の実支出額のうち低い方の額とする。

(1) 路線バス事業者 補助事業に係る車両の数に20,000円を乗じて得た額

(2) タクシー事業者 補助事業に係る車両の数に10,000円を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、この要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共団体又は公共的団体の補助金等を受けた者に対しては、その受けた分に相当する補助金は支給しない。

3 補助金の交付は、補助対象者1者につき1回限りとする。

(申請手続)

第6条 申請者は、令和4年2月28日までに大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付申請書に大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業計画書・収支予算書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して適否を決定し、その結果を大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付(不交付)決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後に補助事業の計画を変更しようとするときは、大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業計画変更申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して適否を決定し、その結果を大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業計画変更承認(不承認)通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業実施報告書・収支決算書に補助対象経費の支払を証する領収書等を添え、市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(様式)

第12条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付申請書	第6条
第2号様式	大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業計画書・収支予算書	第6条
第3号様式	大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付（不交付）決定通知書	第7条
第4号様式	大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業計画変更申請書	第8条
第5号様式	大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業計画変更承認（不承認）通知書	第8条
第6号様式	大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業実施報告書・収支決算書	第9条
第7号様式	大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金額確定通知書	第10条
第8号様式	大和市路線バス事業者及びタクシー事業者による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金交付請求書	第11条